

## 大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を新設する旨の届出があったので公告する。

平成20年2月13日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地  
（仮称）イオンモール草津  
草津市新浜町193番2ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
イオンモール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1  
代表取締役社長 村上 教行
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名  
株式会社マイカル 大阪府大阪市中央区久太郎町3-1-30  
代表取締役社長 川本 敏雄  
ほか未定テナントあり
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成20年11月1日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
60,000平方メートル
- 6 駐車場の収容台数  
4,330台
- 7 駐輪場の収容台数  
1,065台
- 8 荷さばき施設の面積  
1,478平方メートル
- 9 廃棄物等の保管施設の容量  
547立方メートル
- 10 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻  
（1）開店時刻 午前8時  
（2）閉店時刻 翌午前0時
- 11 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
午前7時30分から翌午前0時30分まで
- 12 駐車場の自動車の出入口の数  
10か所
- 13 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
午前4時から午後10時まで
- 14 届出年月日  
平成20年1月31日
- 15 届出書類の縦覧場所および縦覧期間  
（1）縦覧場所  
滋賀県県民文化生活部県民生活課県民情報室 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県商工観光労働部商業観光振興課 大津市京町四丁目1-1  
滋賀県南部振興局総務振興部地域振興課 草津市草津三丁目14-75  
草津市産業建設部商工観光労政課 草津市草津三丁目13-30  
大津市産業観光部産業政策課 大津市御陵町3-1  
（2）縦覧期間 平成20年2月13日から平成20年6月13日まで
- 16 意見書の提出期限および提出先  
（1）提出期限 平成20年6月13日  
（2）提出先 滋賀県商工観光労働部商業観光振興課  
〒520-8577 大津市京町四丁目1-1

【その他参考】

敷地面積： 165,410m<sup>2</sup>

延床面積： A棟165,134m<sup>2</sup> ( B 1 F ~ 6 F、うち、店舗は1 F ~ 3 F )

B棟 12,235m<sup>2</sup> ( 1 F ~ 2 F、うち、店舗は1 F )

建築面積： A棟 42,333m<sup>2</sup>

B棟 12,137m<sup>2</sup>

併設施設： 16,558m<sup>2</sup> ( シネコン、スポーツクラブ、飲食・アミューズメント・その他 )